

病院・施設等の地域リハビリテーション活動支援事業に関するアンケート調査概要**【趣旨】**

厚生労働省の「地域リハビリテーション推進のための指針」が令和3年5月17日に改定され、都道府県リハビリテーション協議会の役割として、「県内のリハビリテーションの提供体制及び地域支援事業の実態把握」が追加されました。神奈川県では、地域の課題解決のための実態把握が必要と考え、県内市町村の一般介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業への専門職の関与の状況や専門職へのニーズの調査を行いました。調査結果を踏まえ、病院・施設等、リハビリ専門職等職能団体、職能団体所属の会員に向けた実態調査を行うことにより、今後の地域リハビリテーションを効果的に推進する方策の方向性を明確化していきます。

【同意について】

- ・上記の趣旨をご理解いただき、ご担当者様が把握している範囲で構いませんので、ご回答をお願いします。
- ・本調査の結果を県内市町村、病院・施設等、リハビリ専門職等職能団体等に提供する場合がありますが、調査への回答をもって、提供についてご同意いただいたものとさせていただきます。

【設問について】

- ・県の電子申請システムからのご回答をお願いします。
- ・設問は、別紙2のとおりです。
- ・回答にあたっては、別紙3の手順書を参考に入力をお願いします。

【用語の説明】

○地域リハビリテーションとは、

障害のある子どもや成人・高齢者をその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う行動のすべてをいう。

(一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協議会 平成3年作成、平成13年改訂)

○地域リハビリテーション活動支援事業とは、

市町村が実施する地域支援事業の中の「一般介護予防事業」の一つであり、地域における介護予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与を促進することをいう。

【回答の締切】 令和5年7月14日（金）

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ 西代、加藤

電話 (045) 210-1111 内線4838

電子メール anshinkaigo@pref.kanagawa.lg.jp